

令和2年4月1日

指定給水装置工事事業者指定の更新について

水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が施行されました。この法改正により、指定の有効期限が5年間になったことから、指定給水装置工事事業者におかれましては、有効期限内での更新手続きが必要となります。

また、指定の更新には講習会受講実績等の確認が必要になっています。このため、指定給水装置工事事業者の技術力向上のための講習会を下記のとおり開催します。

記

1. 指定更新制について

(1) 現在の指定の有効期限

これまでの制度で指定を受けた事業者は、指定を受けた年月日によって、更新までの有効期限が定められておりますので、有効期限内で更新手続きを行って下さい。

指定を受けた日	有効期限
① H19.4.1 から H25.3.31 までの間	R5.9.29
② H25.4.1 から R1.9.30 までの間	R6.9.29

(2) 更新申請 受付開始は、令和2年10月1日を予定しています。

(3) 更新手数料 10,000円

(4) 更新時提出書類

- ・様式第1、2、3、7、8、9号、機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

(5) 更新時確認事項

- ・指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
- ・業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ・給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

(6) 事業者情報の公表 更新した事業者の情報(上記(5)の更新時確認事項)を公表します。(ただし、公表を可とした事業者のみとします)